

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

整理番号	157
------	-----

(管理番号 157)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

保安林解除手続における市町村長同意書の取扱の明確化

提案団体

島根県、新潟県、岡山県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

保安林解除手続において法令の根拠なく提出を求められる市町村長の同意書について、取扱の明確化を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

森林法第26条の2の規定に基づき都道府県知事が保安林の指定の解除を行うに当たり、当該保安林が所在する市町村の長がこれに異議があるときは、同法32条第1項の規定に基づき都道府県知事に意見書を提出することができるが、当該市町村長の異議が都道府県知事の保安林解除を制限する規定はない。

一方、地方自治法第245条の9第1項の規定に基づき法定受託事務の処理基準として定められた林野庁通知「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」では、保安林解除の要件として「当該保安林が所在する市町村の長の同意を得ているか又は得ることができると認められるものであること」を求めており、市町村長の同意が保安林解除の必須要件とされている。

また、林野庁通知「保安林の指定の解除に係る事務手続について」では、保安林解除申請書に添付すべき書類として「市町村長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類」を挙げている。

この結果、法令に基づき保安林解除手続を進めるにあたり、林野庁通知の「同意」についての解釈・取扱が不明確であり、適正な手続の指導や審査に支障がある。

【支障の解決策】

保安林解除手続における市町村長の森林法上の意見聴取と通知上の同意書提出について、解釈・取扱を明確にしていきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手続に関する適正な指導や審査が可能となり、トラブルの防止につながる。

根拠法令等

森林法第32条、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号)、保安林の指定の解除に係る事務手続について(令和3年6月30日付け3林整

治第 478 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、浜松市、滋賀県、大阪府、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

森林法上、知事が保安林の指定を解除するに当たっては、市町村長の意見を聴取することとされているが、御指摘のとおり、市町村長の同意を要する規定はない。
左記の林野庁通知では、知事が保安林の指定の解除を行う際に市町村長の同意が必要である旨を明記しているが、この趣旨は、保安林の指定の解除の告示に先立ち、市町村長の考えを確認することで解除手続を円滑に進めるというものである。
今後、現行通知の「同意」が不明確との御意見を踏まえ、当該通知の改正を検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答に異議はない。取扱の明確化の早期実現に向け、引き続き前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

知事が保安林の指定の解除を行う際に、申請者が、①森林法上の異議意見の先行聴取として市町村長等に意見照会を行うこと、②申請時に当該照会に係る回答を添付することを基本とする旨を明記するなど、通知の取扱の明確化に向けて検討を進めてまいりたい。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【農林水産省】
(5) 森林法(昭 26 法 249)
(i) 都道府県知事による保安林の指定の解除(26 条の 2 第 1 項)については、利害関係を有する市町村長等の同意が解除の要件ではないこと及び申請者が、解除の告示に係る意見書(32 条 1 項)に先行して当該市町村長等の意見を申請書に添付すべきことを明確化するため、「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」(平 12 農林水産事務次官通知)等を改正し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。